

広島県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、廿日市市選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十二年三月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
中西集会所	廿日市市宮島町一三一番地	平成二十二年三月九日
西連集会所	廿日市市宮島町七五六番地三	平成二十二年三月九日
杉之浦集会所	廿日市市宮島町九九〇番地二	平成二十二年三月九日